

第二十六回 参議院文教委員会會議録第三十一号

(五四四)

昭和三十一年五月十七日(金曜日)午後三時五十二分開会

委員の異動  
本日委員西田隆男君辞任につき、その補欠として木村篤太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。  
委員長 岡 三郎君  
理事 有馬 英二君  
林田 正治君  
矢嶋 三義君  
常岡 一郎君

委員

川口爲之助君  
木村篤太郎君  
近藤 鶴代君  
左藤 義詮君  
谷口弥三郎君  
林屋亀次郎君  
吉田 萬次君  
安部 清美君  
高田なほ子君  
松澤 靖介君  
松永 忠二君  
湯山 勇君

国務大臣 文部大臣 灘尾 弘吉君  
政府委員 文部省人権擁護局長 鈴木 才藏君  
文部省大学学術局長 緒方 信一君  
文部省管理局長 小林 行雄君  
事務局側 常任委員 工樂 英司君  
会専門員

本日の会議に付した案件  
○公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岡三郎君) これより文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。本日、西田隆男君が辞任され、補欠として木村篤太郎君が選任されました。

○委員長(岡三郎君) 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言願います。

○高田なほ子君 大臣は御出席になりませんか。

○委員長(岡三郎君) 間もなく衆議院が終了しましたならば来る予定です。

○高田なほ子君 では管理局長に……

委員長にお願ひしておきますが、前回ばかり私は社務委員に就いておりましたので、もし質問で重複しておられるような点がありましたら御注意下さい。いますようにお願いいたします。

お伺いしておきたいことは、この法律の趣旨には私も大へん賛成いたします。また不正常授業を解消するためのいろいろな努力は、今日まで文部当局としても非常に力を尽されてこられたことはわかります。しかし、この段階でことしになってよりやくこの法律が成文化されて出てきたということについては、それ相当の情勢の分析がされてこの法律が出されたのだと思うので

すが、どういう建前で今回お出しになりましたか、提案理由の説明では若干不足だと思ひますから、この点についてお答え願ひしたいと思います。

○政府委員(小林行雄君) 不正常授業につきましましては、従来御承知のように法律の規定にもはつきりいたしておりまして、不正常授業の解消のための補助金の算定方法につきましましては、その年度の五月一日現在の児童数を基礎にいたしまして、それで補助の資格を計算するということになっておるわけでございますが、昨年あたりから非常に、国の住宅政策に関連いたしまして集団住宅が相当急激に整備されてくる、ことにかなり規模の大きい集団住宅ができてくるという状況になったのでございまして。昨日お尋ねがございました、そのときにもお答え申し上げたのでございまして。昨年度にも実は年度の途中で、こういつた大集団住宅に対して現在の法律の規定しておりますところの制度では不十分じゃないかというところが、地元の方から要望されました、それに対しまして三十一年度におきましては、関係各省の間で三十一年度の限りの暫定措置といたしまして特別の方途を講じたわけでございまして、この集団住宅はやはり国の住宅政策といたしまして、今後相当期間を継続して整備されることと思ひます。その際にやはりその年度に整備される集団住宅の關係から、急激に不正常授業が起るといふようなことが想定されますので、

やはりその不正常授業の特例といたしまして、一定規模以上の集団住宅の建設される場合におきましては、それに直接関連する不正常授業について特例を設けた方がよいのではないかと、かように考えまして今回の改正案を御提案申し上げた次第でございます。

○高田なほ子君 政府の住宅政策と今回の法律が不可分の關係において出されたということがはつきりしたのですが、従来政府の住宅政策は十カ年計画に基いての計画を立てておられたように考へておりますが、今回の政府の住宅政策はその年を短縮して大体五カ年計画に基いて着々と進められておられるようにあります。そういったものと、今度不正常授業を解消するための国の補助金なるものもやはり五カ年計画に基く一つの計画というものがあつてのこととございましてよろいか、この点いかがでしよう。

○政府委員(小林行雄君) 御承知のように、三十一年度以来住宅建設の計画が政府としてあるわけでございまして。三十二年度におきましてはやはり予算編成の際におきましては、住宅政策を国の重点的な施策の一つとして計画されておるようでございます。この集団住宅の建設に伴う不正常授業の方につきましましては、やはりただいまお尋ねのございましたように、政府の住宅政策に伴つて不正常の解消をしていくべきものでございまして、年次につきましてはやはり大体におきまして、国の集団住宅に沿つていくものと文部省として

では考へておるわけでございまして。

○高田なほ子君 昨日の文部省の見解に基きまして、対象になる坪数は五十八万坪ある。しかし今回の措置によつて解消できるのは八万坪、残りの五十万坪については大体数年かかるというたような意味の御答弁があつたように、こゝろ私は承知しておりますが、どうも昨日の御答弁が大へん計画的でないのではないかと、残りの坪数を解消するための計画はさつと計数的なものまで作られておるものかどうか。これはもちろん政府の住宅政策とからみ合せの問題でしよと思ひますが、問題は集団住宅にもいろいろ種類があると思ひます。貸し付けによる民間の自己負担による住宅もあるでしよ、公営住宅も、それからあるいはその他の住宅もあるでしよけれども、どうもこの集団住宅という意味がはつきりいたしませんので、計画や何かもちつと立て得ないんじゃないかというふうに考へますが、この法律を対象とする集団住宅というこの定義は、具体的にどういふものをさすのか、その点を明らかにしてほしいのです。

○政府委員(小林行雄君) この法律で集団住宅と申しますのは、昨日もお尋ねがございましたように、日本住宅公団による集団住宅、それから都道府県あるいは市町村等の公営住宅、住宅金融公庫の作りますところの集団住宅等の中で、特に規模の相当大きいもの、現在のところでは、

大体一団地当り三百戸以上というものを考へておるわけですが、三十二年度におきまして、これらの集団住宅が建設される計画は、大体五十六団地ということに計画されておるようでございます。これを区分けいたしますと、大体三百戸以上のものが三十二団地、それから五百戸以上のものが十五団地、それから千戸以上のものが九団地というふうに計画をされておるようでございます。で、これらの住宅建設の地域におきまして、特にこの児童の増加によりまして、小学校等で、当然不平常が起つてくると思像される坪数は、約五千坪程度でございます。で、これに対して、現在の国の予算で正常関係の解消のための実施できます坪数は、大体五万坪でございますので、現在の予算で、その一割あるいは一割を多少上回る数字を保有しておれば、一応これらに見合ふ、この集団関係の事業の実施は、文部省としてはできることと考へておる次第でございます。

○高田なほ子君 三百戸以上のものが集団住宅というふうに、一応線を引かれたようで、またその団地についても今御説明がございましたが、非常に疑問とするとするところは、三百戸以下、つまり二百戸から三百戸という、その間のものについても、これは相当考慮しなければならぬ点が多々あるのではないかと。たとえば新婚夫婦が住むような三百戸もあれば、それから家族持ちの住むような二百戸もあれば、これは単に、その戸数だけで計算することが困難ではないかと思ひますが、大體政府は、一戸当りについては就学児童をどういう率にながめておられるものか、

この点も伺つておきたい。

○政府委員(小林行雄君) お尋ねのございましたように、集団住宅に住む人の年齢層等によつて、かなり異同はあると思つておりますが、大體、従来これまで建設されたところの集団住宅の様子を見ますと、それによつてその集団住宅の実績の調査をいたしました結果によりますと、一戸当り平均児童の数というものが〇・四五人ということになっております。これは普通の場合よりやや低いように感ぜられますけれども、大體集団住宅に入られます方は、比較的年齢層において、他の場合と比べて若いということが原因であると思ひますが、〇・四五人ということになっておりますので、この児童の増加比率は、それを基礎にいたしまして計算をいたしておるわけでありまして、二百戸であつて、一戸割りの〇・四五人以上の場合もあり得ます。たとえば一戸当り一人ということもあり得ますが、この場合三百戸という線を引いてしまうと、二百戸の場合には、それじや対象にならないのじやないかという疑問が起つてきます。この疑問に対してお答え願ひたいのですが。

○政府委員(小林行雄君) 文部省といふことは、この政令を作ります場合に、これを何戸にするかということに検討すべき点であると思ひますが、特にこの集団住宅と不平常の顯著な因果関係があるというのを、一応三百戸と押えた次第でございます。確かにそれは二百戸でもあり得るかと思ひますが、そういう点につきましては、平常の不平常授業の関係、すなわちその年の五月一日現在の児童数で計算をするのとにいたしたいと思つてゐる次第であります。

○高田なほ子君 その御答弁ではちよつと不明確だと思ひます。今概算してみますと、正確な数字ではないと思ひますが、かりに一戸割りの〇・四五とした場合に、三百戸以上の場合には約百四十人くらいでございますか。百四十人の児童が就学した場合でも、この法律の対象になり得る。しかし、二百戸という集団住宅があつて、百五十人をオーバーした場合には、その対象にはならないといふことになる、戸数でもつてきつとときめてしまふといふことについては、かなり不合理が起つてくるのではないかと。つまり、私の言いたいところは〇・四五という基準のこの人数を割り出して参りますと、三百戸で大体百四十人くらいになるでしようが、百四十人以上をこえた場合には、この法律の対象にもできるのだといふような、こういう私は法的解釈が成り立たなければ、不平常授業の解消のための国庫補助の精神が、単に数によつて失われてしまふのではないかと。つまり、危険性を持つわけなんです。でありますから、不平常授業を解消するといふことでは、単にその家数だけを考へるのじやなくて、基準とされる、つまり百四十人なら百四十人以上ふえるような状況になつた場合には、この法律が適用されるのだ、こういうふうな法的解釈が成り立たなければ、私は法の精神が生きてゐるのではないかと思ひます。この解釈についてはどういふふうにお考えになつてゐるのでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) お尋ねもございましたように、不平常授業は、学校の施設の規模と、その児童数の関係でございますので、確かに戸数だけで行くといふことよりも、むしろ児童数で行くのが妥当のように思われますが、施設との関係もございまして、それらの点にいたしては解釈上十分検討することになつたと思ひます。

○高田なほ子君 検討する……、どういふふうに検討するのです。

○政府委員(小林行雄君) この戸数と児童数の関係、たとえば先ほど申しましたように、私どもとしては、今までは三百戸、これは三百戸の場合にすべからず、たとえば一戸当り〇・四五人といふことにはならない、あるいはもつと低いようなこともあり得ると思ひますので、その児童数と、普通の平均以上には特に集団住宅で児童数が多い戸数は、三百戸以下にしましては児童数が多いいというふうな場合には、ある程度今回の法改正の特例が適用し得るようになつてまいと思ひます。

○高田なほ子君 そこで再度私確認したいのですが、不平常授業といふこの法律でいう定義は丁寧に言うとういふふうなことになる。

○政府委員(小林行雄君) 不平常授業と申しますと、ここにありますのは、御承知のように、第二条に定義があるわけでございますが、その事例になつておりますのは、二部授業、三部授業、それから圧縮授業、それから普通教室以外の教室を教室として使用している場合その校舎といふのがこの不平常授業の法律による定義でございます。

○高田なほ子君 そういたしますと、たとえば集団百戸の場合でも、今言われたような解釈が成り立てば、先ほどあなたが法の解釈をおしやいました方が、成り立てば、二部、三部教授が行われてゐるといふような場合には、かりに百五十戸の集団住宅に対してもこの法律は適用の幅を広げ得ることができ、どういふふうに解釈し、また私もそういうふうな確認したいのです、それでよろしいでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) 政令でこの規模等について定めるわけでございますので、この児童数と戸数との関係については、ただいまお尋ねの趣旨が生ずるようには、十分検討したいと思ひます。

○高田なほ子君 次に御尋ねしたいことは、五十六団地の傾向です。ほとんど大都市に人々が集まつて参りました、特に東京などは、もう都心などはこれはもう余裕がない。従つて東京の例をとつてはちよつと幅が狭いと思ひますが、大都市の周辺地区に集団的な住宅が建つ傾向にあるように私には思ひますが、文部省としては、この大都市と、それから集団住宅との関係といふものをどういふふうに見ておられますか。

○政府委員(小林行雄君) ことしの三月までにいろいろ計画されております予定の団地を調査いたしますと、これは主として住宅公団の関係の計画でございますが、ただいまお尋ねのございましたように、都市、いわゆる六大都市、それから六大都市の周辺の土地に集団住宅が建つという傾向が顯著でございます。

○高田なほ子君 そういふことになつて参りますと、この法律はきのうの御説明では三分の一補助ですね、ということになつて参りますと、地方財政との関連なしにこの問題を考へることができないのです。御承知のように、地

方財政の赤字が非常に多くなつてきておられますが、こういう財政の赤字の中で、せつかくこの政府の考へてゐる補助というものがあつながら、地方のこれに対する負担能力がないという場合になつてきますと、せつかくの不正常授業を解消しようという法律が役に立たなくなつて、いうならば、三分の一補助というものを山出して置くけれども、これを消化する能力がないということになれば、依然として不正常授業がそのまゝに残り得る可能性を持つてゐる。たとえば、東京周辺でいうならば、千葉県の場合は、十億の赤字でしよう。十億の赤字に対して、何ですか、借金を返すのに十六億もかかるのだという話を先般聞いて、大へん驚いてゐるわけです。こういうふうな地方では、幾らどんな集団住宅ができて、子供を受け入れる態勢がでないから、この法律の対象にして、地方で三分の二を負担してやろうと、こういう場合になつたときに、どうもその目的が達せられないように思ひますが、地方財政の中における負担と、この法律の精神を生かす道というものは、なかなか困難ではないかというふうに考えられますが、どういふふうなことをおとりになつていらつしやるでしようか。この点をお尋ねいたします。

○政府委員(小林行雄君) 集団住宅がございます地方公共団体が非常な赤字をかかえておりますような場合には、これによつて引き起されるところの不正常授業について、その解消のための建築をするということも、実際問題としては相当困難が伴ふことかと存じます。ただ、やはり集団住宅の關係で、多少その地域に対する税収等も出てく

るわけでございますし、また、大都市周辺の都市は、これは中にはもちろん非常な例外もあり得ることと存じますけれども、概してまあそうひどい赤字の市町村というものは少いのではないかと、いふふうな考へるわけでございます。なお、この自己財源等が得得ませんような場合には、文部省といつたしましてもできるだけそれらの地方団体について特別の起債ができるように、關係の官庁と十分折衝いたしたいと考えております。

○高田なほ子君 ただいまの御発言は私は非常に重要視するわけです。果してこの特別の起債ができるかできないかというところは、ここで論議しても御答弁いただくことはできないと思ひますが、特に大臣もお見えになつておりますが、今日の地方財政の地方債の占める額というものは非常に大きいわけです。五千二百億に余る地方債です。この地方債を片づけることなしに、私はこの問題は根本的に解消できないように考へております。特に今起債の問題をワクを広げるような御発言がありましたが、現在でも約六百億の起債が、これは抜き差しならない状態になつておりますが、特別の起債を考慮するといわれますが、この法律を立法されるに當つて、起債の点について大臣は何か御相談になつてゐる点があるのでしょうか、この点をお尋ねしておきます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) ごもつとも御心配と思ふのであります。地方の財政が一般的に申してかなり苦しいことは御承知の通りであります。ことに過去の地方債の償還という問題につきまして、だんだんと苦しくなつてきつ

つあるというのが今日の状況だろうと思ふのであります。その一般的な対策といたしましては、今度の国会における地方財政關係の措置によつてある程度緩和し得ると思ふのでありますが、これとても決して十分とは思ひませんが、政府といたしまして、この問題についてはさらに將來を期して充實をはかつていかなければならぬ、こういうふうには私は観測するのであります。そういう意味でありますので、なかなか町村によりますと、かなり骨が折れる町村もあつるかと思ふのであります。ただ、現実問題といたしまして、問題は多くは六大都市といふところに関係した問題になつてくるのじゃないか、そういうふうな六大都市といふ一般の市町村と違ひますと、さういふ面はかなりゆとりがあると言つては語弊があるかもしれませんが、今までは、從來政府といたしまして起債を認めるのに、たとえば東京都といふふうなところは、起債能力が十分ある。それに対してあまり起債を認めないなかつた。そして、一般の市町村に対する起債といふふうなものがむしろ多かつたのであります。これがまあ焦げつきみたいな形になつたといひますか、各町村の償還を非常に困難ならしめたと思ひます。だんだんと一般町村に対する起債といふものにつきますのは別として、一般の公債といふものには別として、漸次抑制していく。そのかわりに一般財源を充實していく、こういうふうな方向に変わりつつあるように思ふのであります。同時

に、東京その他のような、いわば起債能力を持つておりますところには、従来よりもつと起債のワクを広げていく、こういう行き方に漸次変わりつつあるように思ふのであります。そういうことでありますので、起債の面から申しましても、現実問題といたしましては、それほど御心配にならなくてもよろしいのじゃないかと思ふのであります。また、これだけの集団住宅ができてきたといふならば、町村と土地の問題その他でいろいろ折衝もあることだと思ふのであります。そういうふうなことでございまして、あまりに能力のないにかかわらず無理々々にこれを引き受けなくちゃならぬというふうな要な事態といふものは、現実にはあまり起らないのじゃないかといふふうに私は見えておるわけでありまして、仰せの通り、起債の問題は確かに重要な問題でございまして、文部省といたしまして、今年度におきまして、特にこの法律に關係いたしましての格別な折衝はいたしておらぬと思ふのであります。起債のワクが前年度に比へまして、相当ワクを広げておるつもりでございまして。

○高田なほ子君 大へん文部省としてはお察しされておりますが、私どもの観測では、さう樂觀ばかりはしておられないのではないかと、今大臣が仰せになりましたように、なるほど政府はこの地方交付税の税率を一%上げておられますが、これはここで私から申し上げるまでもありませんが、一千億に伴う減税、一千億に伴う地方交付税の減額が三百八十八億、これに見合はせるために税率を一%引き上げたのであります。

一%引き上げたのは、即ち地方の行政の水準を引き上げるためにそれらのものが消費されるのだといふふうにはどうも受け取りにくい点があるのです。そらだとすると、やはりこの起債六百億といふものは、まだまだ元利の支払いもできないという状態の中で、あまり甘くお考えになると、せつかくの法案をお通ししたいけれども、こういう点の措置ができればなかなか考へる通りにはいかない、こういうふうな非常に心配をしてお尋ねをしておるわけでございます。で、また、先ほど局長は自然増収もあるからというふうなことで、これまた樂觀していられる。大臣も管理局長も一緒になつて樂觀をしておられますが、さう樂觀されては困るのではないかと思ふので、住宅、民税の所得割、現行法だと所得税の二一%、来年は今年度さらに上つて二六%、再来年は二八%というふうに住民税が上つてくるわけでありまして、なかなかことごとさうに地方の税収によつて困難を解消するのだとおつしやつても、實際はさううまくいかないのではないかと私は思ふのです。この税収の増の分で何とか解消できるといふのはどういふわけなんですか、私には納得できない。どうして解消ができるのか。

○政府委員(小林行雄君) 先ほどお答え申しましたように、一応この六大都市、あるいは六大都市周辺のところ、その市町村も集団住宅の設置を希望し、それぞれ、たとえば住宅公団、あるいは金融公庫等と話し合ひのついで、公営住宅はもちろんその市町村で発意してやりますので、これは問題が

ないと思いますが、一応能力のあるところへ集団住宅ができるというのが通常の形ではなからうかと思ひます。ただ、自然増収も期待できますけれども、この税収だけですべてをカバーするということは、困難のところもございまして、困窮のところもございまして、先ほどお答え申し上げましたように、起債等のワケもいくつに文部省としても自治庁等とも十分折衝をして努力をいたしたいと考えておる次第であります。

○高田なほ子君 具体的には千葉縣なんかの場合はどうですか。たとえば集団住宅という、東京周辺になると、どうしても千葉とか、あるいは埼玉というふうに広げられてくると思ひますが、これらはどちらかなり財政の窮屈なところなんです、具体的に千葉縣などの場合は、十億の赤字を持ち、そうしてその借金をなくすために十六億ぐらいも払わなければならないというところで、どうして起債の幅を広げていくのですか。こういう具体的なことに疑問を持っております。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 私は、かような住宅建設の計画をいたします場合に、地元の町村というものと無連絡、無関係で行われるという場合はまず考えられないと思ひます。従ひまして町村の方におきまして、そこでやろうというふうな場合には今の町村の負担にすべき事項については、それぞれ町村にいたしましていろいろ検討いたしていることと思ひのであります。従つて現実の問題をいたしましては、高田委員の御心配になるほどのことはないのではなからうかと思ひのであります。ただ、たまたまというふうな場合に、町

村としてその財源を何に求めるかというところになります。これは一般財源でもってやるということ、これはおそれる困難だと思ひます。大体まあ起債というふうな形をとるのではないかと思ひのであります。起債ということになりますと、結局償還財源があるかないかというところが大きな問題になってくる。その場合には、この住宅一つとして考えてみても、あるいは固定資産税とか、そのほか所得関係の収入、いろいろ町村の収入というものが将来ふえて参るはずのものだと思ひのであります。大体私は償還財源にもそれほど困ることはないであります。それから、町村にいたしましては、かような場合におきまして、特に一その財政を苦しくするという事態にはならないで済むのではないかと思ひのであります。また今の千葉縣の十億というお話がございましたが、数字のことは私も存じませんが、おそらくそれはその県の方の關係のお話じゃないかと思ひのであります。大体起つて参ります問題は、主として市町村の問題であらうと思ひます。県に十億の赤字があるということ、この計画に直ちに悪い影響を及ぼすというふうにも考えないのであります。

○高田なほ子君 これは見方の相違だと思ひのですが、県財政が苦しいということは、ひいてはやはり市町村が財政が苦しいということになるので、県財政と不可分の關係にあるということ、これは考えられませんが、これは見解の相違というところにはならないと思ひます。私には大臣はそうお考えになって、私はまたこう考えておるので、これは

やつてみなければわからないことであります。

それから大へんこの点は心配な点でありますから、とくとさらに御研究いただいて、起つてくる次の事態を防ぐような手を私は打つていただかなければならないと思ひます。その一つの、私の第二の心配として起ることは、集団住宅はできた、子供がふえてこの不正常授業の事態を解消したいとする最近の母親の情熱というものは、大へんすばらしいものがあるわけなんです。そうなる参りますと、せっかくどうも幾ら補助があることを知つておつて、どうも市町村の財源が苦しくて解決できないとなれば、自発的にやはり寄付という問題に立ち上つてくるのではないかと思ひます。寄付行為そのものが悪いというふうには私は考えておりませんが、最近のものは、ことに公立学校における施設の増設については、しばしば強制寄付が行われております。この強制寄付は、はなはだどうも迷惑をする面が多いのです。寄付をしなれば建てられないのですから、どうしても必然的にそいう方向に追われてくるのであります。現にそいう状況です。この法律を通過させるに当りまして、この学校施設のための寄付行為というもののについては、相当私は文部省当局が指導する必要がある事態ではないかというふうに考えます。現状のこの寄付行為というものをどういう状態に把握しておられますか。またこれに対する措置を、当局としてはどういうふうに行うにしたいか、どういふふうに考えておられますか。これは非常に父兄の関心事でありますから、特に大臣から御答弁願ひます。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 學校關係の寄付につきましてはいろいろとあらうと思ひのであります。一般的に申しまして、私は學校關係に對して、父兄の、まあ正規のものでないいろいろな寄付がたかさんあるというふうなことは望ましい事態とは思つております。いろいろ今までのいきさつもあり、また現実問題としてしまつてなかなか公けの財政も思うようにまかせないために御心配をかけている点もあらうかと思ひますが、漸次そいうような傾向は是正すべきものであるという考え方をいたしておりますので、今後ともよく実情を把握いたしまして、なるべく是正の方向に向つて努力したいと考えております。

○高田なほ子君 はなはだくだいようであります。文部省がこれから調査に當られるということでは大へん心もとない、新聞紙等でもしばしばこの寄付行為のことについては苦情を言つておる投書もあるし、また論議にも出ておる非常に大切な問題であると思ひのであります。特にどんなと集団住宅ができて参りますれば、必然的に施設の拡充というところが起つてくる問題であつて、この法律と不可分の注意をしなければならぬのは、學校當局からの強制寄付行為、これは現に慎まざるやうにしていただかないと、はなはだ迷惑をこうむる階層が多い、またこのことによつて先生方自体も非常に卑屈になつてくる、寄付集めに大わらわになるような先生ばかりふえたのでは、これはどうも困ることです。そいうふうなことが行われぬように、特に腹を据えて、強制寄付の問題については取り組んでいただきたい。これを強く御

要望申し上げたいと思ひわけです。次にお尋ねと、それから希望になるかもしれない、集団住宅に對しては文部當局としても考慮しなければならぬ点があるのではないかと、つまり二百戸なり三百戸なりの集団住宅は住宅問題を担当するそれぞれのセクションで行われるわけでありまして、特に文部當局としては集団住宅建設に當り、児童遊園地等についてはこれは、新たな一つの時代感覚から集団住宅について児童の遊び場を、あき地を設けるべきであるというふうな点について、親のある措置というものが、必要である、単に教室の施設だけを解消することで事足りるのではない、校外における遊び場、なかなかお庭のないような集団住宅における子供の取扱ひということについては、住宅のことばかり考えておるお役人には、住宅のことだけで頭がかんかんになつて、子供の教育ということについては、そこまで急が及ばない、こいう点をまあ指摘するわけですが、何とかこれは大臣の方からもこの法律と密接な關係を持つ意味で、集団住宅における児童の遊び場等の問題についても何とか御相談がいただけないものか、これは希望であります。いかがなものでしょう。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 非常に適切な御意見と承つております。かような大きな集団住宅を計画します向きに對しまして、文部省といたしましてはよく御趣旨に沿うように連絡をいたしたいと思ひます。

○委員長(岡三郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。

○高田なほ子君 きのう若干触れた問題ですが、新築する場合の単価の問題なんです、だいたい値上りしてきておるようですが、この単価について何か暫定的な考えでも持たれておらないものでしょうか、運賃値上げ、材木の値上げ、コンクリートの値上げ、そうすると、この単価の問題についてはよほど御考慮を願わなければならぬと思ひますが、今原案としてお持ちになつてゐる単価はどんなものでしょう。

○政府委員(小林行雄君) 学校建築の補助単価の問題でございますが、補助単価は御承知のように、そのときの経済事情によつて変わるべきものでござい

ます。で、御承知のように、前年以來鋼材の値上げというふうなことがかなり顕著でございましたので、文部省として、この鋼材を使いますところの鉄筋の場合、あるいは鉄骨の場合等にはそれぞれ昨年度に比しましてや単価を引き上げております。当時木造につきましましては、材木の値段が一応横ばいでございましたので、これは前年度通り据え置いてございまして、鉄筋につきましては約三千円近く――前年が五万五千円でございますが、これを五万七千九百円にいたしました。それから鉄骨につきましましては四万二千円のものを一応四万四千二百円というところで計算をいたしておる次第でござい

ます。

○高田なほ子君 木造の方は従来通りですか。

○政府委員(小林行雄君) 木造の方は

昨年と同様に二万八千円ということにいたしております。

○松永忠二君 きのう数点お尋ねをしたわけでありまして、二、三追加をしてお聞きをしたいわけですが、今こゝで問題になつてゐる不正授業の問題は主として六大都市を中心としたものであるというお話ですが、六大都市の不正授業の増加率というもののついて先ほどのお話では、昨年ごろから集団住宅が多くなつてきたので不正授業の率が増加をしてきておるといふようなお話であつたわけでありまして、大体こゝで、五年くらいに不正授業はどのくらいふに六大都市では増加を示しているのか、その率をおわかりであつたらばお示しをいただきたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) この改正の法律で取り上げておりますのは、御承知のように、特にこゝに二年の間非常に増加して参りましたところの集団住宅でございまして、一般的に申し上げますと、六大都市におきましてもこの社会増による児童の増加率は非常に顕著になつておるわけではございません。最近におきましては、大体平準化しておるような次第でござい

ます。

○松永忠二君 私のお聞きしたのはそういうことではなくて、もう私どもの知り得てゐる範囲では、昭和二十八年、二十九年、三十年、三十一年と不正授業の学級というものは非常に急激にふえてゐるというふうな判断をしておるわけですが、そういう点についての具体的な不正授業の学級数の増加の率というものはどんな状況になつてきておりますか。

○政府委員(小林行雄君) お答え申し

上げます。東京都の例をとつてみますと、二十八年度には不正授業を解消するに必要な教室数九百二十六、それから二十九年度は千七百七、それから三十年度は二千三百七、三十一年度は二千九百一、二十九年度はやや減つておりますが、二十八、三十一年、三十一年はほとんど同数といふことと見てみます。それから大阪市の例をとつてみますと、二十八年度は六百五十八、それから二十九年度は四百六十二、三十年度は五百四十、三十一年度は六百二十一といふ数字で、多少増減はございますけれども、大体横ばいの状況になつておるといふ実情でござい

ます。

○松永忠二君 この東京を抜かした地域、まあ五大都市と言われる地域の不正授業におけるところの増加率というものは、あなたのおっしゃつたように横ばいではないというふうな思ひわけなんでありまして、そういうものを集めたデータというものはないのでござい

ますか。東京都は東京都、横浜は横浜というだけなんです。それとも六大都市を集めて、その増加の率を表わした資料というものは文部省はお持ちではないわけであり

ますか。

○政府委員(小林行雄君) ただいまは東京都と大阪の事例だけを申し上げたわけでございますが、六大都市全体を通じての数字を申し上げますと、二十八年度には四千二百二十八教室、二十九年度には四千三百七十九教室、三十年度には四千六百二十一教室、三十一年度には四千七百四十七教室と、こういう数字になつております。これは例年五月一日に実施をいたしますところの実態調査の結果でございます。

○松永忠二君 わかりました。その不正授業の増加率というものは、児童生徒の自然増加率とか、あるいは都市人口増加率と比較してみた場合に、どういふふうな結果が出ておるのであるか。

○政府委員(小林行雄君) その六大都市における児童数の増加の数字は、一応私どもとしても持つておりますが、ただこの児童数の増加が自然増によるものと、社会増によるものとにわけ外から入つてくる関係のものに分けました場合に、おそらく大半は自然増によるものが占めておることと思ひます。けれども、現在はずきり六大都市における児童数の増加のうち、何%が自然増であるといふことは、ちよつと申し上げる資料を持つておりません。

○松永忠二君 大へんこまかい数字のことではありますので、直ちにそういうふうな資料を御提出願うということとは困難だと思ひわけでありまして、ただ私は、こゝにふりふり基本的な法律を提案する場合には、やはり六大都市における不正授業の増加率、それからまた児童生徒の自然増加率、そしてまたその都市における人口増加率といふものを比較をして、そうして法的な必要度を強調するといふことが私は本筋だと思ひわけでありまして、そういう意味でお尋ねをしたのでありまして、そういう点も十分御研究なさつての御提案であるといふことは考へるわけでありまして、そういうことは私はぜひ十分に御調査をいただいて、そういうものを基としたこの法の正しさを主張していくことがぜひ必要ではないかと思ひわけであり

ます。

続いて、この六大都市を対象とし

て、昭和三十一年度において児童生徒増に対するいわゆる建築の不足坪数というふうなもので、これはどんな状況になつておるのであるか。

○政府委員(小林行雄君) 六大都市の関係の不足坪数を申し上げますと、東京都が大体二十万坪でございます。それから横浜が三万八千、名古屋が五万、京都が二万九千合せて大体四十一万坪といふ数になつております。

○松永忠二君 その四十一万坪の不足に対して、承認してゐる建築の坪数は大体どういふふうになつてゐるのであるか。

○政府委員(小林行雄君) これは御承知のように、補助金を申請してきたものによつてやる分と、それから自力の財政でやる分と、起債でやる分とあるわけでございます。で、補助の金額はこれはわかりますけれども、自力でやる坪数につきましては文部省として、これは特に関与しておりませんので、ただいまこゝに資料を持つておりません。それから起債につきましては、六大都市につきましましては、六大都市に、特に財源関係等も考慮いたしまして、年度末にかなりの起債を自治庁の方で承認されてゐるわけであり

ます。

○松永忠二君 私のお聞きしたいのは、昭和三十一年度の四十一万坪の不足に対して国が補助をして承認した坪数は一体どのくらいになつてゐるのか。

○政府委員(小林行雄君) ただいま手元にその個別の資料を持つておりませんので、直ちに連絡して調査いたしましたと思ひます。



○松永忠二君 これは、私はやはりこの問題を考えるのに大切なことだと思ふわけでありませう。大体三十一年度の不足坪数が四十一万坪であるのに対して、国が一体どの程度の承認坪数があるという力をどの程度考えているのかというその計算の上に立つてその一体不正常授業を解消する、要するに児童生徒増に伴う不足坪数を解消するといふようなことが結局今度の法律、文教施設の予算の基礎になつてくるといふふうに考えるわけでありませう。そういう意味からいってやはりこれは私としてはお聞きをしたい。そうしてまた、一体それを充足するために必要な金額といふものは、文部省の考へている単価でどのくらいになるのか。そういうところを一つお聞かせをいたしたくことによつて、昭和三十三年年度の一体生徒増をどういふふうにつかんでおられ、坪数は一体どういふふうになつておられると考へる、その中で幾ら一体昭和三十三年年度のこの予算において解消していくのかということを私はお尋ねをしたいわけでありませう。昭和三十三年年度については大体計算の基礎等をお持ちだと思ふわけでありませうので、御提示をいただきたいと思います。

○政府委員(小林行雄君) 三十二年度のこれは全国全体を通じての関係でございます。六大都市に限るわけじゃございませぬけれども、この予算は御承知の通り五億九千万円でありまして、これで実施し得る不正常の解消の予定の坪数は大体四万九千坪といふことになつておるわけでございます。ただこの四万九千坪——五億九千万円をどういふふうにかこれから各府県に分配をしていくかということになります。

と、御承知の通りそれぞれ各府県で不正常授業解消のための実施の計画というものがあつたわけでございます。この実施計画をそれぞれ年度別に取つた上でない、補助金の配分がでないわけでございます。従つて現在、たとえば六大都市にだけだいたいといふようなことは、現在の段階では直ちに御返事ができないわけでございます。それから起債等につきましても、やはり自治庁の方で年間の大体的実施計画といふものを、各府県から提出してもらひませんと、どれだけ六大都市にいき、どれだけ六大都市以外の各府県にいくかといふことは、現在の段階では、三十二年ではわからぬ状況ではなからうかと考へる次第であります。

○松永忠二君 私がお聞きしているのは、別に六大都市へ幾ら補助金をやるのか、そういうことをお聞きしているのではなくて、六大都市について一必要坪数をどういふふうには押えられているのか、そうしてその中で、今あなたのお話しになつた四万九千七百四十三坪といふのは、どのくらいな割合に一体なつておるのかといふことを私はお尋ねをしていくわけでございます。

○政府委員(小林行雄君) 昨日も実はお尋ねがございまして、お答えを申し上げたのでございませぬが、昨年、三十一年度の五月一日現在の不足坪数は五十二万五千坪あつたわけでございますが、三十一年度で実施した坪数は、それから補助金で実施した坪数のほかに起債で実施した坪数、それから学校統合等の関係で減少した坪数等を差し引きますと、本年の不正常関係の不足坪数は大

体三十三万坪といふふうに想定されるわけでございます。この三十三万坪をどういふふうには解消していくかと申しますと、この不正常授業につきましても、御承知のように、補助金をもつて実施する場合、ことに財政的に余裕のある大都市等におきまして起債によつて解消する分と、両方あるわけでございます。大体補助金の比率が三割、起債の分が七割といふこと、この間の実際の実績でございます。その比率によつて按分いたしますと、この五万坪——四万九千坪でございますが、これで大体三十二年及び三十三年度で、この程度の事業を実施していくことによつて、この三十三万坪は解消できるのではなからうかといふことになつておるわけでございます。ただ御承知のように、補助金も来年度もこの程度に取れる、それから起債の方も本年度及び来年度は、昨年度と同程度にこの不正常の方に回すといふことが前提の条件でございます。けれども、現状通りのことでございます。ならば、大体三十二年及び三十三年度、兩年間で解消できるのではなからうかといふことでございます。ただこれには三十二年でまた大都市に集まつてくる児童数の増加は含んでおりませぬ。また三十三年度で集まつてくる増加はこれを含んでおりませぬので、それはさらに計算上は後年度に残るということにならうと思ひます。

○松永忠二君 全国的な資料について、大体不正常授業解消の計画といふことは、昨日私がお聞きをして、今局長のお答えになつたようなことを御説明をいただいたわけでありませう。従つてまあ私は主としてここで問題にして

おるのは、やはり六大都市における自然増といふもの、なお社会的な条件による増加といふことを問題としておるわけでありませう。そのものの数値といふものは、そこが出てきておらなくといふこの法案の意味といふものがよくわかりかねるわけでありませう。そういう意味で今言つた昭和三十三年、昭和三十三年におけるこうした集団住宅等に伴う生徒増といふものを、どういふふうには計数的に押えていくかといふことについては、やはり御説明をいただいたことが私は必要だと思ふわけでありませう。後刻またそういう点についておわかりでありましたら、御説明をいただきたいと思います。

次に公立文教に關係いたします。要するに統合、不正常危険校舎、あるいは六・三建築といわれているような、該当するものの一体現在の不足坪数といふものは、大体押えてどのくらいな坪数を持てているのかといふことについてお尋ねをしたいわけでございます。

○政府委員(小林行雄君) 公立文教の全体に關する不足坪数のお尋ねでございますが、不正常關係につきましましては、先ほどお答え申し上げましたような数字でございます。それから統合關係につきましましては、現在私どものところで把握しております数字は三十二年初期で大体二十五万坪といふことでございます。それから危険校舎でございますが、小、中学校の分の危険校舎が三十七万坪、それから高等学校の分が九万八千坪といふことでございます。それから義務年限の延長に伴う中学校關係の不足坪数が大体五十八万坪、こういう数字であります。

○松永忠二君 それは總計すればわかるわけでありませうが、これで私が今一番問題にするのは、この一体不足坪数は大体何年くらいで解消されるものであります。そういふ一々どれについて御計画を持つておられると思ふわけでありませう。これは昭和三十三年度初めにおける押えであるので、まあ私のいただいた資料で、危険校舎あるいは不正常、六・三建築について、ここに出ておる不足坪数に対して予算化されておるパーセントは一体どれくらいあるものかといふことを考へて計算をしたわけでありませうが、平均して二八％といふのが私の計算したところあるわけでありませう。この大きな不足の坪数を一体どう解消していくのか、あるいは先ほどから高田委員からお話があつたように、地方の財政が逼迫しておる現状である、なおなかなか国における予算の獲得も非常に困難だといふような現段階において、どうして一体この問題を将来解決していくかといふ考へ方なのか、この点についてやはり根本的な考へ方をきめておかなければできないし、見通しを持つていかなければできないではないか、こういうふうな思ふわけでございます。特にこの委員会でも問題になつたのは、危険校舎のごときは、もう全く私も昭和二十九年五月一日の当時の危険校舎が、昭和三十三年になつてもなおかつ解消しないという数字的なお話を承つて、六・三の制度を打ち立てるとき——新学制を打ち立てるとき、やはりわれわれの国ではこうした予算的な裏づけを持たずして出発したといふような点について非常な問題を、根柢を残しておるわけでありませうが、こういう点について、やはり現在の新しい制度を守つて

エートをもつてやはりこれを取り上げていくということが必要であると思うわけであります。そういう点について文部大臣としては御不満の点も私はあらうと思うわけがありますが、一つ御尽力いただいて、今後そういう施策等に教育という文字を載せて、計画的に

これらの問題が解消していくようなふうに御努力願いたいと思つてあります。その他の点について、まだ二、三お伺いしたい点がありますが、以上で一応質問を打ち切りしたいと思います。

○矢嶋三義君 私は昨日に引き続いて、二点だけさらに伺わしていただきたいと思つています。

その一つは、他の委員から昨日、本日と引き続いて、この施設の問題について質問がされたわけですが、施設設備、特に施設について設置者並びに半ば強制的寄付を要される府県にとつては、きつめて重要な問題ですが、従来は、文部大臣は詳細に御存じないと思つて、的確なる数字を文部省は持つておられなかつた、調査が不十分であつた、そして計画自体も、すなわち解消の年次計画すら持つてなかつたのが過去の事情です。最近になつて、文部省の管理局が努力されて、十分ながらも相当の調査をされた数字を持たれ、そして先刻以来の質疑にも出ておりましたように、それぞれの部門について年次計画を持たれるに至つたのは今の局長になつてから初めてです。なお、その計画が、また数字の把握がわれわれは若干不十分だと思つて、その角度からさらに質疑をしておるわけですが、残る問題は、この計画を実現するために大臣が政治力をもつていかに予算を確保するかという段階によりやうきたわけですが、これから文部大臣の役割になつてきたわけですが、このことをしっかりと確認しておいていただきたいと思つて、従来、ずっと吉田内閣時代から数字が把握されておつて、計画があつて、その

して予算が取れずきたわけではないのですから、そういう点、ぜひとも大臣は心して、よりよくこの事務当局の努力によつて立てられた計画は、この計画通り、あるいは、それ以上に施設の整備ができるように努力してもらいたいことをまず要望しておきます。

局長に伺いたい点は、この不正常の解消に当つて、昨日、本日繰り返して、補助対象は三〇％、起債は七〇％、この率でいけば三十三万一千六百二十一坪が大体二カ年程度で解消できるのかといふことで答弁されておるわけですが、私はこの三〇と七〇の比率です、これがやはり問題だと思つておりましたように、起債が七割で補助対象が三割といふと、ますます起債をふくらます原因になりますので、でき得ればこの率を要するものと、それから三〇、七〇については自治庁と協議済みのことであり、来年度は少くとも七〇％の起債といふものは確保される見通しであるのか、その点伺いたいと思つています。

○政府委員(小林行雄君) 補助の実施率と申しますか、実際の事業を実施いたします場合に、補助と起債との比率の関係、これは特に自治庁と話し合つた結果パーセンテージをきめたというものではございませんで、過去の実績を一応基準といたしておるわけでございます。文部省といたしましては将来の問題につきましても、必要な起債につきましても、できるだけ努力をして確保するようにはいたしたいと思つています。

○矢嶋三義君 時間が迫つていますから、この機会にもう一点だけ伺つて質問終了ですが、それは、先ほどから

ちよつちよつと出ました危険校舎です、これはまた自治体の頭痛の種なんです、私があえて何うわけは、先般新聞記事に危険校舎の補助金を打ち切る考え方が大蔵省に台頭してきているという記事が出ておりましたので、この際局長並びに文部大臣に伺うのですが、あなたは、先ほど危険校舎は二、三年程度で解決できるというふうに答弁されておりましたが、一月三十日に当委員会に出された資料によりますと、三十二年初めは危険校舎は三十七万三千四百四十五坪であつて、その四〇％を今年予算化した、これが義務制の場合、高等学校の場合は九万八千八百十三坪の六分の一を予算化した、こういう資料を出されておるわけですが、義務制の老朽校舎もさることながら、県立高等学校の危険校舎の実情といふものは実に惨憺たるものなんですね。

あなたの計画によると、六分の一が予算化されておるわけですね。こういう実情下に危険校舎補助の法的根拠となるものが臨時措置のものだからといつて、大蔵省に、臨時措置だつたんだからもうこの補助は打ち切つてよろしかろう、一般に補助は原則として打ち切る方針にあるのだから、この際に危険校舎の補助金も打ち切ろうという方々が危険校舎の補助金にあるという考え方が伝えられておるのですが、それは文部省の事務当局もそういうことを聞いておるのかどうか、その実情と、それから文部大臣に伺いたい点は、もし大蔵事務当局並びに大蔵大臣にそういう考え方があるとするならば、来年度の予算編成はもうこの七、八月からぼつぼつ作業が始まるわけですが、文部大臣としてはいかうな決意をもつて対処されるのか、この際御二人から伺つておきたいと思つています。

○政府委員(小林行雄君) 現在予算の基礎にいたしておりますところの数字は、今までお答え申し上げましたように、二十九年五月一日現在の数字でございます。これを解消するのにも現在の予算程度ではなお二、三年、高等学校についてはこの程度の予算では今後四、五年かかるという実情でございますが、このほかに、先ほど申し上げましたように、おそろくその後の危険度の進行による危険坪数、あるいは二十九年五月一日現在で私どもができただけの調査をいたしたのでございすが、なおその際漏れておつたものもかなりあると思つておるもので、そういうための政策につきましては、文部省としては今後でもできるだけ努力をいたして参りたいと思つております。私の手元へは、今までのところ大蔵事務当局も方から、この危険校舎改築の補助金を打ち切つてくれという話は実は一回も参つておりません。私どももいたしましては、ただいまお答え申し上げましたように、現在及びこの秋に実施するつもりでございまして、この危険校舎の坪数、これはどのくらいになるかわかりませんが、その改修については文部省としても従来通りできるだけの努力をして参るつもりでございます。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 大蔵省の方でどういふふうに考へておられますか、今事務当局もまだ聞いたことがないといふことでございします。これはさういふ一つ御承知を願いたいと思つています。危険校舎を補助の対象からははずすといふようなことは、さういふ時期がくればまことにけつこうなことでありますけれども、どういふ現在の状況をもつていたしましては問題にならないと思つています。その点につきましては私どもはあくまでも予算といたしましてはもとつと充実にした予算を取らうと努力をいたして参りたいと思つています。

○矢嶋三義君 局長に最後に要望しておきますが、松永委員から指摘されましたように、また、あなたがみずから認められておるうちに、新たに発生する不正常坪数とか、それから危険校舎坪数等の把握については、なお不十分な点がありますので、さらにそれらの数字を的確に把握されて、そして大蔵事務当局との折衝の際に、さらにこの文部大臣の大蔵大臣に対する政治折衝の場合に、背水の陣がしけるような確かな数字を持つことが最も大事だと思つています。そういう点については、さらに努力をされて、さらに松永委員が要望されるように、できるだけ早い機会にさういふ資料を本委員会に出していただくように要望しておきます。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他の御発言もないようでありますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○矢嶋三義君 私は社会党を代表いたしまして本法律案に賛成の意を表します。



最近の住宅建設事情による生徒の急増に即応するようにかかるな措置を講ぜられたことはまことに適切と考へるものでございます。しかしながら若干の要望を申し上げますならば、質疑の段階に各委員から指摘されましたように、この法は国、地方公共団体、日本住宅公団等が行う集約的な住宅の建設、その集団とは三百戸以上というよりな答弁があつてはいるわけですが、これ以外に、あるいは会社が社宅として建設するような場合等がやはり急激なる生徒増をもたらして、校舎の不足をもたらすわけでございますから、考え方としては生徒児童の急増によつて校舎の不足を生ずるわけですから、その立場からその運用の面については十分、答弁されましたように適正妥当な運用を期していただきたいということ強く要望するのでございます。

なお、常々問題となつておりますこの施設の問題につきましては、補助率、あるいは補助率、あるいは基準坪数は正等基本的な幾多の重要な問題があるわけですが、これらの問題についてさらにも引き続き行政で検討することを強く要請いたす次第でございます。

なお、この公立小学校不正常授業解消に關連いたしまして、あるいは危険校舎、あるいはこの戦災復旧に關する校舎等に關しまして、要するにこの施設の問題についていろいろと質疑をされたわけでございますが、現在文部省が持つておられますところの教育施設の整備に必要なこの計画がさらに綿密的確に立てられるよう、しかもその計画が計画通りに具現されるように大臣初め行政の格段なる努力を本法律

案に賛意を表するに際しまして要請をいたす次第でございます。

最後に、先ほど全員協議会で協議がなされ、各派意見がまとまりましたので各会派を代表いたしまして付帯決議を朗読、提案いたしますのであわせて御賛成を得たいと思つ次第でございます。

付帯決議案を朗読いたします。

#### 附帯決議

政府は、義務教育の重要性と地方財政の実情とに鑑み、速かに次の措置を講ずべきである。

一、公立義務教育諸学校の施設の整備に必要な経費の二分の一を国の負担とするよう関係法を整理し、もつて義務教育費国庫負担法の趣旨を完全に実現すること。

二、公立義務教育諸学校における校地の購入に要する経費を国庫補助又は起債の対象とすること。

右決議する。

以上であります。

以上社会党を代表して本法律案に賛意を表するとともに各会派共同提案になる決議案を上程いたした次第でございます。

○委員長(岡三郎君) 他に御意見もないうりでありまして、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと仰ふ者あり〕

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡三郎君) 全会一致でございます。よつて、本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条による議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰ふ者あり〕

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますが、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名  
矢嶋 三義 高田 なほ子  
湯山 勇 松永 忠二  
松澤 靖介 安部 清美  
常岡 一郎 近藤 鶴代  
木村篤太郎 川口爲之助  
吉田 萬次 谷口弥三郎  
左藤 義詮 林田 正治  
有馬 英二

○委員長(岡三郎君) 次に、討論中、矢嶋君から各派共同提案として提出されました付帯決議案を問題に供します。本付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡三郎君) 全会一致であります。よつて、矢嶋君提出の付帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記つけて。

それでは以上で、暫時休憩いたします。

午後五時四十八分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

五月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に關する法律案(予備審査のための付託は三月三十日)

五月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、学校教育法等の一部を改正する法律案(矢嶋三義君外三名発議)

一、公立の盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部の整備に關する特別措置法案(安部清美君外三名発議)

一、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に關する法律の一部を改正する法律案(安部清美君外三名発議)

一、へき地教育振興法の一部を改正する法律案(松澤靖介君外三名発議)

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法の一部改正

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条中「教員(教育職員免許

法の適用を受ける者を除く。)」の下に「並びに寮母」を加える。

第九条中「又は教員」を「教員又は寮母」に改める。

第二十八条第二項中「助教諭」の下に「養護助教諭」を加え、同条に次の一項を加える。

養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

第五十条第二項中「助教諭、」の下に「養護助教諭、」を、「技術職員」の下に「実習助手」を加え、同条に次の一項を加える。

実習助手は、実験実習に關し、教諭及び助教諭の職務を助ける。

第五十一条中「第七項」を「第八項」に改める。

第七十四条の次に次の一條を加える。

第七十四条の二 盲学校、聾学校及び養護学校には、寮母を置かなければならない。但し、寄宿舎を置かないものにあつては、この限りでない。

寮母は、寄宿舎における幼児、児童又は生徒の世話及び教育に當る。

(教育公務員特例法の一部改正)

第二条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び教員」を「教員及び寮母」に改める。

第二条第一項中「及び部局長」を「部局長及び寮母」に改め、同条第二項中「助教諭、」の下に「助手、」を、「養護教諭」の下

に「養護助教諭、実習助手」を加える。

第三十条中「及び部局長」を「部局長及び寮母」に改める。

第二章第二節の節名中「及び教員」を「教員及び寮母」に改める。

第十三条第一項中「並びに教員」の下に「及び寮母」を加え、「及び教員」を「教員及び寮母」に改める。

第十三条の二中「又は教員」を「教員又は寮母」に改める。

第十四条第一項中「及び教員」を「教員及び寮母」に改める。

### 附則

この法律は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から施行する。

公立の盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案

公立の盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案

### (目的)

第一条 この法律は、公立の盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部における教育の充実を図るため、当該学校の教職員の給料その他の給与、建物の建築等に要する経費についての国の費用負担を定めることを目的とする。

(教職員給与等の国庫負担)

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、次の各号に掲げるものに

ついて、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 公立の盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部の教諭、養護助教諭、助教諭、養護助教諭、寮母、講師及び事務職員（以下「教職員」という。）の給料、扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当（事務職員に係るものとする。）、日直及び宿直に関する手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当、退職手当、退職年金及び退職一時金、死亡一時金、旅費並びに公務災害補償に要する経費

二 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則第十項の規定により同法による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十六条第三号の規定の例によるものとされる恩給で公立の盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部の教職員に係るものに要する経費

第三条 国は、毎年度、公立の盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部における教育の教材に要する経費（理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）第九条に規定する経費を除く。）の一部を負担する。

2 前項の教材費は、公立の盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部の幼児及び生徒の数を基礎として算

出するものとし、当該幼児及び生徒一人当りの教材費の国の負担額その他その配分に關し必要な事項は、政令で定める。

3 政府は、前項に規定する幼児及び生徒一人当りの教材費の国の負担額を政令で定める場合には、盲学校及び聾学校の特殊事情を考慮して定めなければならない。

（建物の建築に要する経費の国庫負担）

第四条 国は、公立の盲学校及び聾学校の建物（校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。以下同じ。）で当該学校の幼稚部及び高等部に係るものの新築及び増築（以下「建築」という。）に要する経費の二分の一を負担する。

2 前項に規定する建物の建築に要する経費の種目は、当該建築の本工事費及び附帯工事費（以下「工事費」という。）並びに事務費とする。ただし、買取その他これに準ずる方法による建物の取得の場合にあつては、当該建物の買取費及び事務費とする。

3 前項に規定する事務費の工事費（買取その他これに準ずる方法による建物の取得の場合にあつては、買取費）に対する割合は、政令で定める。

4 第一項に規定する建物の建築に要する経費は、盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部において教育を行うのに必要な最低限度の幼児及び生徒一人当りの坪数を基準として算定するものとする。

5 第一項に規定する建物の建築に要する経費の額は、前項に規定する基準に従い、地方公共団体の提供する資料、実地調査の結果等を勘案して文部大臣が決定するものとする。

（政令への委任）

第五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

### 附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 第二条第二号の規定及び附則第四項の規定による改正後の地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）第十條第二十七号の規定中教職員の恩給に要する経費に係る部分は、昭和三十三年四月一日以後において退職し、又は職中死亡した者に係る恩給から適用する。

3 公立の盲学校及び聾学校の建物で当該学校の幼稚部及び高等部に係るものの建築に要する経費は、第四条第四項の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部の幼児及び生徒一人当りの基準坪数に当該幼児及び生徒の数（寄宿舎にあつては、収容する幼児及び生徒の数とする。以下同じ。）を乗じた坪数（建物の増築の場合にあつては、当該坪数から従来の保有坪数を控除した坪数とする。）を基準として算定するものとする。

ただし、幼児及び生徒一人当りの基準坪数については、当該学校の幼稚部及び高等部の所在地の積雪寒冷度、当該学校の幼稚部及び高等部の幼児及び生徒の数、当該

学校の幼稚部及び高等部における幼児及び生徒の一年級の平均収容数又は当該学校の建物で当該学校の幼稚部及び高等部に係るものの構造に應じ、政令で定めるところにより補正を行うものとする。

一 校舎についての幼児及び生徒一人当りの基準坪数

二 屋内運動場についての幼児及び生徒一人当りの基準坪数

三 寄宿舎についての幼児及び生徒一人当りの基準坪数

三・二〇坪

4 地方財政法の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

二十七 盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部における教育に従事する教職員の給与及び恩給並びに当該教育の教材に要する経費並びにこれらの部の建物の建築に要する経費

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案  
盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律  
盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「児童」を「幼児、児童」に改める。  
第二条第一項各号列記以外の部分中「住所を有する児童」を「住所を

有する幼児、児童」に、「児童又は未成年の生徒」を「幼児、児童又は未成年の生徒」に、「これらの学校の

の小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては次の各号に掲げるものについて、これらの学校の高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号に掲げるものについて、「を」次の各号に掲げるものについて、「に」、「就学する児童」を「就学する幼児、児童」に改め、同項第四号中「経費」の下

に「（傷病に対する応急手当のため通常必要と認められる医薬品及びはり、帯材料の購入費を含む。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第三号を同項第六号とし、同項第二号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の三号を加える。

二 学用品及び通学用品の購入費  
三 実験実習材料の購入費  
四 学校の教育課程として行われる実地見学に要する経費

第三号中「児童」を「幼児、児童」に改める。  
第四号を次のように改める。

（国の負担）  
第四条 国は、第二条の規定により都道府県が支弁する経費のうち、盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部又は高等部の幼児又は生徒に係る同条第一項第二号から第七号までに掲げるものについてはその三分の一を、その他のものについてはその二分の一を負担する。

附則  
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

へき地教育振興法の一部を改正する法律案  
へき地教育振興法の一部を改正する法律

へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。  
第二条中「交通困難で」を「交通条件又は」に改める。

第三条第一項に次の二号を加え、同条第二項を削る。  
四 へき地学校における教員及び職員並びに児童及び生徒の健康管理の適正な実施を図るため必要な措置を講ずること。

五 へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするため必要な措置を講ずること。  
第四条を次のように改める。

（都道府県の任務）  
第四条 都道府県は、へき地における教育の振興を図るため、当該地方の必要に応じ、左に掲げる事務を行う。

一 へき地における教育の特殊事情に適した学習指導、教材、教具等について必要な調査、研究を行い、及び資料を整備すること。  
二 へき地学校に勤務する教員の養成施設を設けること。

三 前条に規定する市町村の事務の遂行について、市町村に対し、適切な指導、助言又は援助を行うこと。  
2 都道府県は、へき地学校に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の考慮を払わなければならない。

3 都道府県は、へき地学校に勤務する教員の研修について教員に十分な機会を与えるように措置するとともに研修旅費その他研修に關し必要な経費の確保に努めなければならない。

第五条の次に次の三條を加える。  
（特殊勤務手当）  
第五条の二 都道府県は、条例で定めるところにより、へき地学校に勤務する教員及び職員に対して、特殊勤務手当として、へき地手当を支給しなければならない。

2 都道府県は、前項に規定するへき地手当のほか、条例で定めるところにより、特殊勤務手当として、すべての学年の児童又は生徒を一學級に編制するへき地学校に勤務する教員に対しては單級手当を、へき地学校に勤務する教員で二以上の学年（すべての学年を除く。）の児童又は生徒を一學級に編制する學級を担任するものに対しては複式學級手当を支給しなければならない。

第五条の三 前条第一項の規定により都道府県が支給すべきへき地手当の月額、教員又は職員の給料の月額と扶養手当の月額との合計額を基礎とし、これにへき地手当に關するへき地学校の級別に應ずる支給割合を乗じて算出するものとし、当該級別の指定は条例で行い、当該支給割合は条例で定めるものとする。

2 へき地手当に關するへき地学校の級別は、へき地学校の所在地のへき地条件の程度の輕重に應じ、一級から五級までとし、その級別

指定の基準は、文部省令で定める。  
3 第一項の規定によるへき地手当に關するへき地学校の級別の指定は、前項の規定により文部省令で定める級別指定の基準に準拠して、これを行わなければならない。

4 第一項の規定により条例で定める支給割合は、次に掲げる級別ごとの割合を基準として、これを定めなければならない。

一級 百分の十  
二級 百分の十五  
三級 百分の二十  
四級 百分の二十五  
五級 百分の三十

第五条の四 第五条の二第二項の規定により都道府県が支給すべき單級手当の月額は千二百円を基準として、複式學級手当の月額は九百円を基準として条例で定めるものとする。

第六条第一項及び第二項を次のように改める。  
国は、市町村が行う第三各号に掲げる事務に要する経費（当該経費のうち、他の法律に基き国が負担し、又は補助する部分を除く。）について、その二分の一を補助する。

2 国は、都道府県が行う第四各号第一項各号に掲げる事務に要する経費（当該経費のうち、他の法律に基き国が負担し、又は補助する部分を除く。）について、その二分の一を補助する。

第六條第三項中「算定基準及び補助の比率」を「及び算定基準」に改める。

附則  
1 この法律は、公布の日から起算して二箇月を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後のへき地教育振興法第五条の二第一項及び第五条の三の規定に基くへき地手当に關する条例（以下「条例」という。）制定にあつては、都道府県は、当該都道府県内のへき地学校に勤務する教員及び職員のうちに、条例の施行により、条例の規定に準ずるへき地手当の月額が当該手当に相當する従前の特殊勤務手当の月額より低額である者を生ずることとなるときは、これらの教員及び職員につき不利益な結果が生じないように必要な経過的措置を当該条例において定めなければならない。

五月十六日本委員会に左の案件を付託された。（予備審査のための付託は同日）  
一、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案（衆）  
教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案  
教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の一項を加える。

4 旧陸軍士官学校、旧陸軍航空士官学校、旧陸軍經理学校、旧海軍兵学校、旧海軍機關學校又は旧海軍

第六部 文教委員会會議録第三十一号 昭和三十三年五月十七日【參議院】

二

一

一

一

經理學校を卒業した者であつて、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第号）の施行の際現に一年以上小学校、中学校又は高等学校の教員の職にあるものは、この法律の規定の適用については、第二条第一項の表第六号上欄に掲げる者及び同表第七号上欄の高等学校高等科若しくは専門學校を卒業した者又は大學予科を修了した者とみなす。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。